

■ マイナンバー法改正案が成立

政府は、近年のコロナ禍などにより、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したことをふまえ、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードについて国民の利便性向上を図る観点から、「マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」の改正案と関連法案について議論を重ねてきた。

このほど成立した改正案は、図に示した6つの柱からなる。なかでも大きな変化が「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」だ。2024年秋を目標に、従来の健康保険証を廃止する一方で、カードを紛失した人や未取得の人が必要な保険診療を受けられないといったことが

ないよう、本人からの求めに応じて新たに「資格確認書」を発行するとしている。

また、これまでは社会保障と税、災害対策の3分野に限定されていたマイナンバーの利用範囲が、国家資格等や自動車登録、在留資格などの手続きにも拡大され、書類の添付が省けるようになる。これらの手続きを管轄する組織では、省令に規定することでマイナンバーによる情報連携が可能となり、申請手続きを行う本人もマイナポータル上で照会可能だ。

さらに、マイナンバーカードのさらなる普及・利用促進に向けて、郵便局や在外公館でも交付申請を可能にするなど、マイナンバーを利用する側、管理・運用する側双方に大きな影響をもたらしている。

(図) マイナンバー法の改正ポイント

改正ポイント	概要
1. マイナンバーの利用範囲の拡大	● 国家資格等や自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務で利用可能に
2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し	● 法律でマイナンバー利用が認められている事務に準ずる事務でも利用可能に ● 法律で利用が認められている事務について主務省令への規定で情報連携が可能に
3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化	● 健康保険証を廃止する一方で、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供 ● 乳児に交付するマイナンバーカードは顔写真不要
4. マイナンバーカードの普及・利用促進	● 郵便局でマイナンバーカードの交付申請が可能に ● 電子利用者証明を行わずに利用者を確認できる方法の規定を整備
5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加	● 戸籍や住民票、マイナンバーカード等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加
6. 年金受取口座の登録促進	● 年金受給者などに通知の上で、同意または一定期間に回答がなければ年金受取口座として登録可能に

出典：デジタル庁「マイナンバー法等の一部改正法案の概要」



次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、

明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、

豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

HITACHI
Inspire the Next

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net


株式会社 日立製作所
www.hitachi.co.jp